

海老名市住みよいまちづくり条例に基づく 市民活動計画（施設管理型）に関する手引き



《 目次 》	ページ
1 はじめに	P2
2 市民活動計画の（施設管理型）の要件等	P3
3 まち条例の手続きのおおまかな流れ	P4
4 市民活動グループの認定から活動計画の認定までの手続き	P5 -10
5 必要書類一覧	P11

海 老 名 市

1 はじめに

「海老名市住みよいまちづくり条例」（以下「まち条例」という。）では、まちづくりに向けた市民参加の制度として、まちづくり市民活動制度を定めており、あらかじめ定めた地区及び施設を対象に、市民等が団体をつくり、まちづくり等に関する自主的な活動を支援、推進しています。

同制度のうち、公共性の高い特定の施設を管理及び活用その他施設の保全を目的とした市民活動グループ（施設管理型）としての認定を受け、その活動計画についても認定を受けた場合には、「みんなのまちづくり活動等支援制度」に基づいた支援を受けることができます。

「みんなのまちづくり活動等支援制度」は、「まち条例」の市民活動制度（施設管理型）に市道の美化及び保全活動を行う「道路里親制度」と公園や緑地等の地域の緑化事業を行う団体に補助を行う「地域緑化事業」を統合し、始めた制度です。

*詳細は、「みんなのまちづくり活動等支援制度」に関する手引きをご確認ください。



2 市民活動計画（施設管理型）の要件等

まち条例に基づく市民活動計画（施設管理型）の市民活動グループと活動計画を認定するための要件及び対象施設等になります。

次の要件を満たせるよう、メンバーを集め、計画を立てましょう。

グループ の要件	グループの構成	・対象施設周辺の市民（住民や権利者等） ・対象施設周辺に通勤又は通学している者
	年齢・人数	16歳以上で5人以上
計画の 要件	対象施設	・道路、公園、コミセン等の公共施設 ・市民に開放されている公共緑地等
	対象となる活動	施設の管理、保全、活用等に関する活動 （植栽、清掃、除草 等）

3 まち条例の手続きのおおまかな流れ

市民活動グループ（施設管理型）の認定を受けたのち、活動計画の認定を受ける必要があります。



主なまち条例の手続き

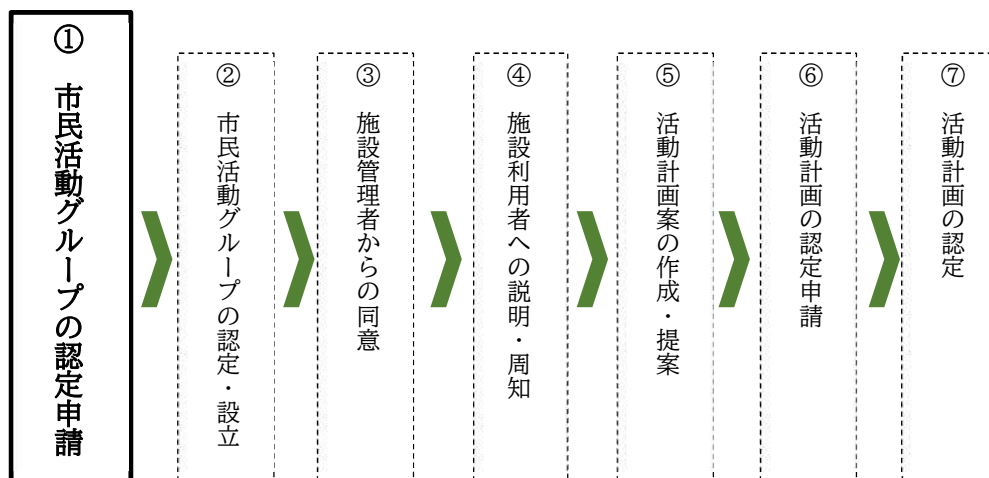
※手続きの詳細は次ページ以降を参照

4 市民活動グループの認定から活動計画の認定までの手続き



まち条例に基づいた活動グループの認定と活動計画（活動内容や目的等）の認定に係るより詳細な流れと必要となる手続きの方法について解説していきます。

STEP 1 市民活動グループの認定申請



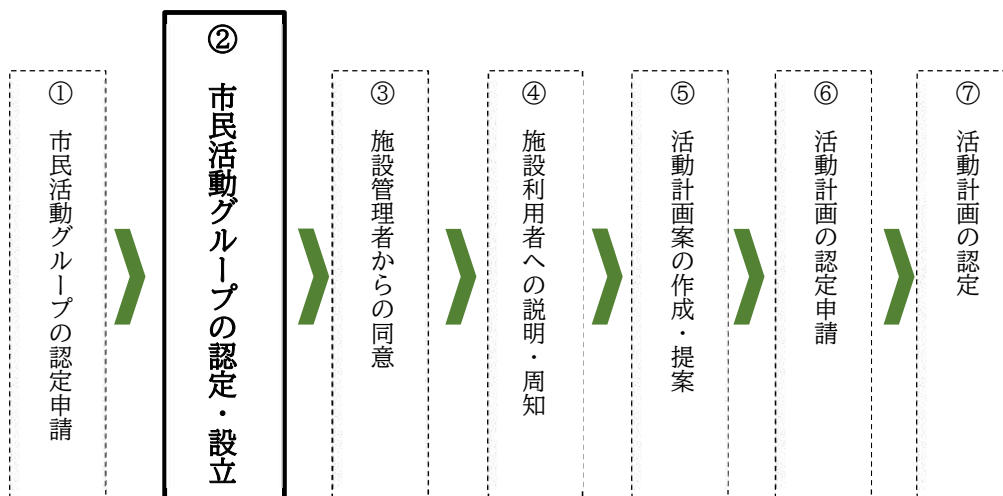
まずは、まち条例に基づく市民活動グループとして認定を受けるための申請をしましょう。

3 ページに記載のグループの認定条件を満たしたメンバーを集める必要があります。

提出書類

- ①市民活動グループ認定申請書
- ②市民活動グループ設立の趣意書
 - ・グループの設立された経緯
 - ・地区のまちづくりに対する今後の展望 等
- ③住所・氏名等が記載された構成員の名簿
- ④市民活動グループの会則
- ⑤活動する場所の案内図及び区域図
 - ・活動場所の位置を示したもの
 - ・活動する施設の全体図

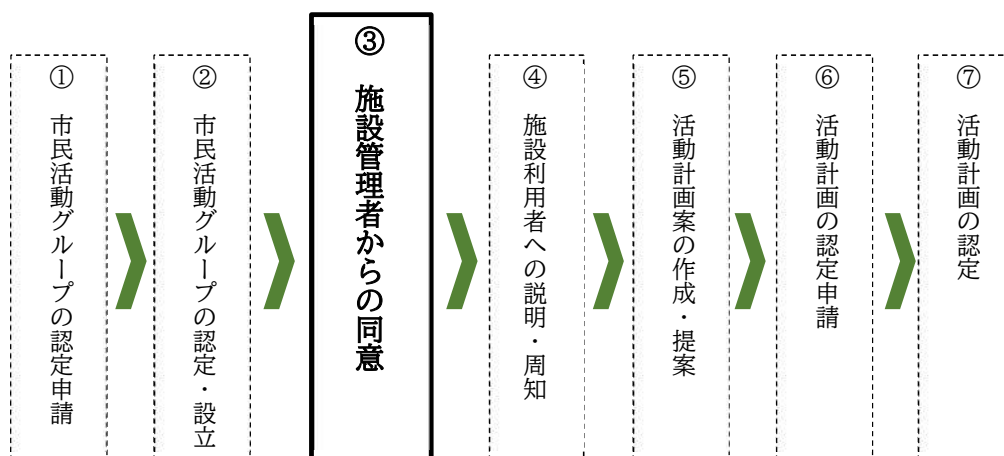
STEP 2 市民活動グループの認定・設立



市は市民活動グループとして認定要件等を確認し、適合していると認められる場合は、グループの代表者に認定通知書を送付します。この通知をもって、まち条例に基づく市民活動グループが設立されたことになります。

なお、提出書類の中の申請書や趣意書等は、市役所4階住宅まちづくり課で公表されます。（個人情報に該当するものは非公表）

STEP 3 施設管理者からの同意



市民活動グループは、実際に活動する内容について、施設の管理者から同意を得る必要があります。市が管理者となる施設（市道や公園等）であれば次の提出書類を市へ提出して下さい。同意が得られた場合は、管理者より同意書が通知されます。

なお、市以外が管理する施設（公共緑地等）については、市に事前相談の上、当該地の管理者の指示に従い、申出書を提出し、同意書（任意書式も可）を取得して下さい。

〈主な施設管理者〉

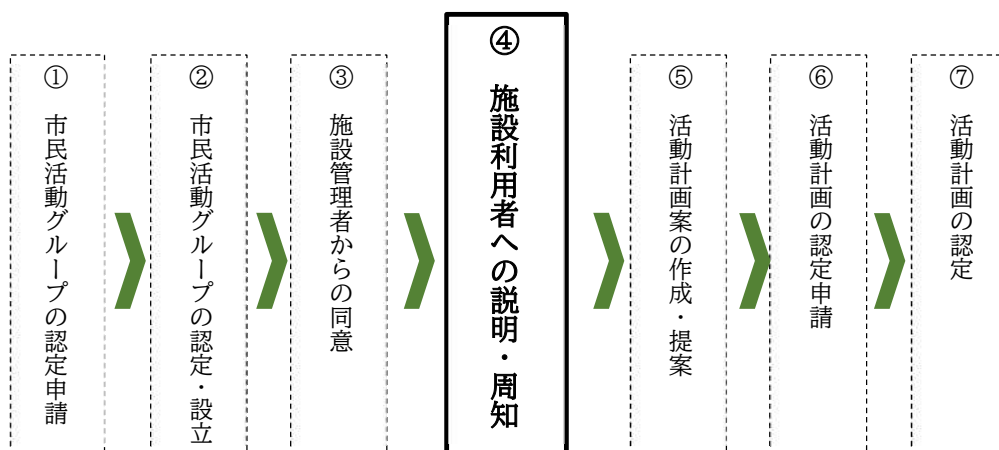
海老名市道：道路管理課

公園・緑地：都市施設公園課

提出書類

- ①まちづくり計画に対する同意申出書
- ②市民活動グループ設立の趣意書
 - ・グループの設立された経緯
 - ・地区のまちづくりに対する今後の展望 等
- ③住所・氏名等が記載された構成員の名簿
- ④市民活動グループの会則
- ⑤活動する場所の案内図及び区域図

STEP 4 施設利用者への説明・周知



対象施設の利用者に活動内容の説明・周知を行います。活動内容に関する理解を深め、周囲からの意見を取り入れること等を目的したものです。周知などの方法としては、説明会の開催や活動場所への掲示板の設置、自治会の回覧等が考えられます。

STEP 5 活動計画案の作成・提案



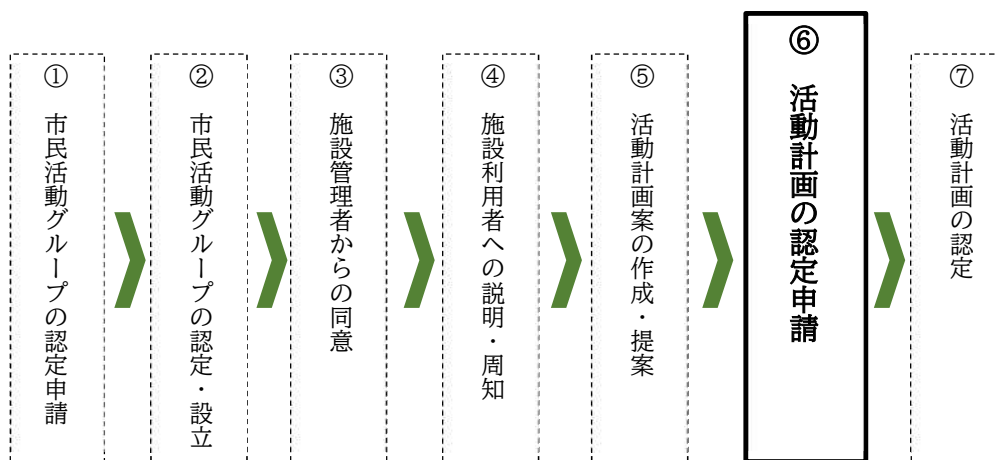
ここまでの手続きが進んだら、いよいよ活動計画案を市に提案です。提案された内容は市役所4階住宅まちづくり課で公表され、その翌日から3週間縦覧されます。

提出書類

- ①まちづくり計画案提案書
- ②計画の概要書
- ③活動する場所の案内図及び区域図
- ④市民活動計画の活動地区内等への周知の経過とその状況

3週間の縦覧期間中に市民は、活動計画案に対する意見を申出書により市長に提出する事ができます。市民から活動計画案に対する申出書が提出された場合には、市民活動グループが回答を作成することになります。回答書が市に提出されると申出書及び回答書が公表されその翌日から3週間縦覧されます。

STEP 6 活動計画の認定申請



活動計画案の3週間の縦覧期間中に市民から申出書の提出がない場合、または、申出書の提出があった場合で、前述の申出書及び回答書の縦覧後に市民活動グループは、最終的な市民活動計画の認定申請を行います。

提出書類

- ①まちづくり計画認定申請書
- ②施設管理者から承認を受けている事を証する書類
- ③活動する場所の案内図及び区域図
- ④活動計画（活動方針、活動内容 等）

STEP 7 活動計画の認定



市が活動計画の認定を行います。まち条例の手続きはこれで終了です。

5 必要書類一覧

グループの認定～計画の認定まで

No.	様式名称	グループ の認定申 請	施設管理 者からの 同意※	活動計画 案の提案	活動計画 の認定申 請
1	市民活動グループ認 定申請書	○			
2	市民活動グループ設 立の趣意書	○	○		
3	構成員の名簿	○	○		
4	市民活動グループの 会則	○	○		
5 参考	案内図及び区域図	○	○	○	○
6	まちづくり計画に対 する同意申出書		○		
7	まちづくり計画に対 する同意書				○
8	まちづくり計画案提 案書			○	
9	計画の概要書			○	
10 参考	市民活動計画の活動 地区内等への周知の 経過とその状況			○	
11	まちづくり計画認定 申請書				○

※施設管理者が市以外の場合の必要書類については、市に事前相談ください。